

第16回ジェトロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会  
第 部(事務局案)へのコメント及び提案

2007年9月29日  
メコン・ウォッチ 松本 悟

第15回委員会に提出された『第 部案件形成調査事業における環境社会配慮』(事務局作成)について以下のようなコメントと提案を致します。

1.『2.(3)調査実施段階』は以下のように調査方法と調査内容を分けて書いた方がわかりやすい。また下線の項目を追記する。

(3)調査実施段階

1)調査内容

この段階で想定可能な案件立地点の自然・社会環境等に関する情報を収集する。

当該案件の必要性・優位性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行う。

必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の洗い出しを行う。

被影響地域が明確であると判断される場合は、想定されるステークホルダーの特定方法及び次の段階で必要な情報収集の内容と方法を明らかにする。

相手国政府の環境影響評価制度の内容を確認する。

住民移転が予想される場合は相手国政府の住民移転や補償に関わる法制度を確認する。

先住民族への影響が予想される場合は相手国政府の先住民族に関わる法制度を確認する。

2)調査実施方法

調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を実施する。

1) の調査項目の洗い出しに当たっては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「スクリーニング様式 チェック項目」及び、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。

調査の実施者は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行う。

被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境・社会状況に詳しいステークホルダーからの情報収集に努める。

3)ジェトロの審査内容(略)

2. 上記と整合させ『1.(2)3)調査における配慮事項』の を以下のように修正する。

ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行う。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境・社会状況に詳しいステークホルダーからの情報収集に努める。

3. 別紙2の報告書に書かれるべき内容に以下のものを追加する。

- ・ 参照した既存文献の一覧
- ・ 実施機関との協議内容
- ・ 実施機関以外のステークホルダーからの情報収集内容

4. 階層は1.(1)1) ・(中黒)とする。